次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間

令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 10 年 3 月 31 日（3 年間）

2. 目標および取組内容

■目標 1：育児休業の取得率を男女ともに向上させる

（現状：男性 0%、女性 100% → 計画目標：男性 20%、女性継続）

（取組内容）

・令和 7 年 4 月～：パパ育休など男性取得制度の社内周知。
・令和 7 年 7 月～：対象者に対し、個別に制度案内と取得促進面談を実施。
復職後の時短（ノー残業）勤務など個別相談を実施。
・令和 8 年 4 月～：男性従業員の育児休業取得事例を HP やインスタで紹介。
・令和 9 年 4 月～：くるみん認定取得に向けて社内状況チェック。

■目標 2 ：フルタイム従業員の法定外休日労働時間と法定外労働時間の合計時間を 15%削減

（取組内容）

・令和 7 年 4 月～：各部署の所定外労働時間の把握と周知。
・令和 8 年 4 月～： 時間外労働に関する個別ヒアリング。
・令和 9 年 4 月～：業務効率化に向けた業務改善報告の制度化。

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間

令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 10 年 3 月 31 日（3 年間）

2. 目標および取組内容

■目標 1 ：有給取得率 65％以上を目指す（現状：全体 43％）

（取組内容）
・令和 7 年 4 月～：取得率の低い部署（管理職）への通達。
・令和 8 年 4 月～：次年度カレンダー策定時に取得予定日を記載。
・令和 9 年 4 月～：時間単位での有給取得制度を導入。

■目標 2 ：女性従業員の割合を 20％から 30％に増やす

（取組内容）
・令和 7 年 4 月～：製造職における女性従業員の積極的な採用。
・令和 8 年 4 月～：女性従業員への職位付与を更に促進。
・令和 9 年 4 月～：より柔軟なキャリアパスとそのモデルケースを輩出。